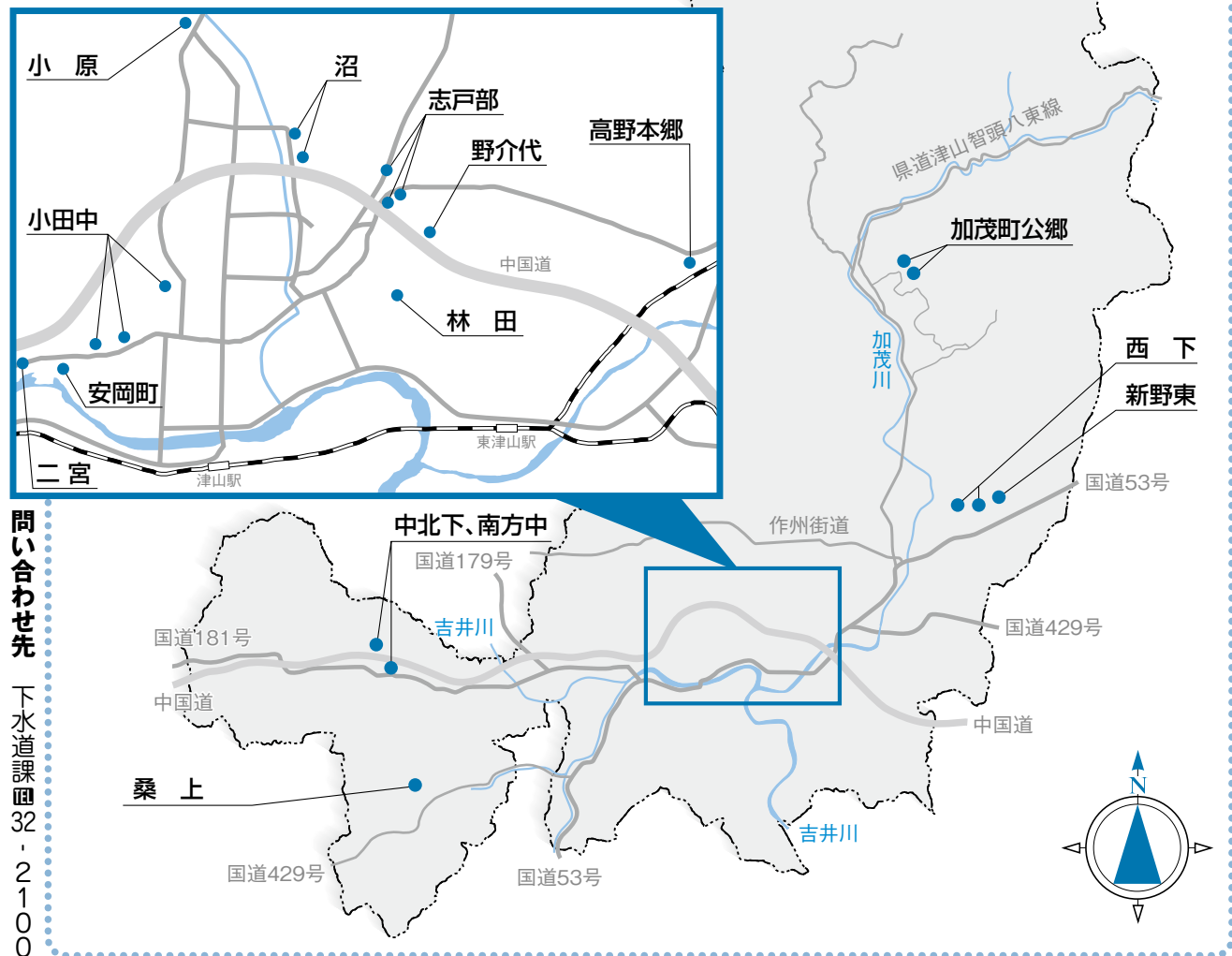


下水道工事箇所

河川の汚れを防ぎ快適な生活環境を実現するため、市では公共下水道の整備を進めています。今年度は次の地域の一部で工事を予定しています。工事中はご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



問い合わせ先 下水道課 32・2100

問い合わせ先 人権啓発課 31・0088

井川 敏夫 (高尾)
内田 奈美子 (新野山形)
内田 康雄 (井口)
岡本 輝昭 (吹屋町)
小倉 美代子 (加茂町小中原)
久山 眞子 (二宮)
重松 丈雄 (南方中)
豊福 恵美 (西吉田)
橋本 真弓 (南方中)
南都 芳明 (阿波)
真木 健一 (加茂町中原)
安井 勝也 (安井)
保田 佳子 (野村)
山田 拓男 (山北)
米井 順子 (下高倉東)

人権擁護委員 (50音順敬称略)
人権擁護委員は法務大臣が委嘱しています

女性と子どもの「なやみごと相談所」 毎月第2・4木曜日午前10時〜午後3時、男女共同参画センター「さん・さん」(アルネ・津山5階) 31・2533

常設相談所 岡山地方法務局津山支局(田町) 22・9157

相談は無料で、秘密は厳守します。

ひとりでも悩まず、お気軽にご相談ください
毎日の生活の中で、人権が侵害されたと感じたり、困っていることはありませんか？
人権相談所は、法務局で常時開設されているほか、市内各所で特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じています。家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなど、身近で起こる人権問題でもお困りのときはお気軽にご相談ください。

守られて いますか？ あなたの人権

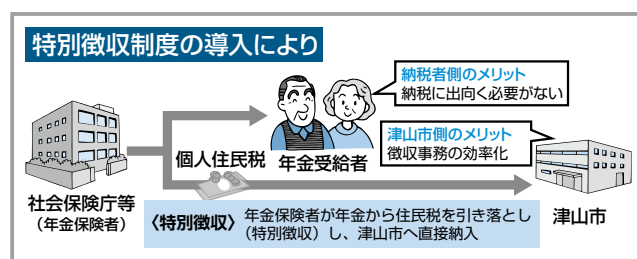
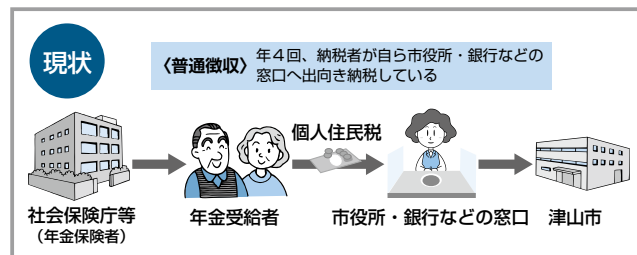
10月から 年金所得に係る個人住民税の納税方法が変わります！

10月支給分の公的年金から個人住民税を天引きする制度（特別徴収制度）が開始されます。

この制度は、個人住民税の納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。高齢化社会の進展に伴い、納税者の納税の手間を省き、市町村の徴収事務の効率化のために納税方法を変更するものです。

平成21年度は制度導入初年度となりますので、6月・8月の2期分は普通徴収（納付書・口座振替による個人納付）で納税し、10月から特別徴収（年金天引き）に切り替わります。制度へのご理解をよろしくお願いします。

※公的年金とは、老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で、国民年金・厚生年金・共済年金のことです



(参考：「総務省」平成21年2月号)

◎特別徴収（年金天引き）の対象者は、原則4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務がある人です。年金から天引きされるのは年金所得の金額から計算した住民税額のみです

◎年金所得のほかに給与所得、不動産所得など他の所得がある場合、年金に対する個人住民税は特別徴収（年金天引き）となり、その他の所得に係る個人住民税は、これまでどおり給与からの特別徴収（給与天引き）または普通徴収（納付書・口座振替による個人納付）による納税方法となります

納付方法の例（一般的なパターンを例示）

【例1】住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

○これまでの納め方

	普通徴収(個人納付)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

※年税額の1/4ずつを納付書か口座振替で納付

○平成21年度の納め方

	普通徴収(個人納付)		特別徴収(天引き)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

【例2】住民税の年税額が12万円（年金分6万円、その他分6万円）の場合

○これまでの納め方

	普通徴収(個人納付)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

※年金分とその他分を合わせて納付

○平成21年度の納め方

	普通徴収(個人納付)		特別徴収(天引き)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	30,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年金分の1/6	年金分の1/6	年金分の1/6

普通徴収(個人納付)	
10月	1月
15,000円	15,000円
その他分の1/4	その他分の1/4

※その他所得分が給与所得（特別徴収対象）の場合、この事例では年税額のうち6万円が事業所での毎月給与天引きになります

ご注意！

地方税法の改正により、平成21年度から公的年金の所得に係る住民税は給与からの特別徴収（給与天引き）ができなくなり、公的年金からの特別徴収（年金天引き）が納付書・口座振替による個人納付によって納めていただくことになります。65歳未満の人についても、公的年金の所得に係る住民税は給与から特別徴収（給与天引き）できなくなるため、納付書・口座振替による個人納付によって納めていただくことになります。

問い合わせ先 課税課 32-2015